

行方市地域クラブ

「なめがたスポーツ・文化クラブ」がスタートしました

近年、中学校部活動は、少子化や各競技人口の減少などの影響もあり、部員の減少傾向に歯止めがかからず、学校単位による部活動運営の存続が厳しい状況にあります。

現在、文部科学省主導の部活動改革として「部活動地域展開」が進められているところであり、地域の実態に合わせた改革が求められています。学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たな地域クラブを整備する必要があります。

行方市教育委員会では、令和6年8月より地域展開の運営母体として市が主導をとり、「なめがたスポーツ・文化クラブ」を発足させました。段階的にハンドボール・軟式野球・サッカー等で原則第3休日の活動を開始、令和6年11月には新たに絵画、ヒップホップを、令和7年度は、女子バレーボール、男子バスケットボールをクラブ化しました。

この取り組みは、少子化の中でも、生徒が将来にわたってスポーツ・文化活動に継続して親しむ機会の確保や、学校の働き方改革の推進による学校教育の質の向上などを目指し、休日の部活動の一部を地域クラブで活動していくものです。

学校での部活動だけでなく、なめがたスポーツ・文化クラブやスポーツ少年団、なめがたふれあいスポーツクラブ、文化協会等、地域全体でスポーツや文化活動を支援し、子供たちや地域住民がそれぞれのニーズに合った環境で活動できるようにするための取り組みです。地域のスポーツ資源を最大限活用しながら、生徒や地域住民が多様で豊かな活動を実現することが期待されます。

令和7年度 なめがたスポーツ・文化クラブ募集要項

1 趣 旨

行方市内在住の中学生を対象に、スポーツ・文化芸術活動を通じ、健全な心身の育成を図るとともに、会員の競技技術向上を目的とする。

2 主 催

なめがたスポーツ・文化クラブ（行方市地域クラブ）
（行方市教育委員会が主導して開設したクラブ）

3 入会資格

- ・行方市内在住の中学生
- ・当クラブの目的に賛同し、諸規定を遵守する
- ・当クラブ活動を行うに適した健康状態である
- ・理由なく遅刻や早退、欠席をしない

4 会 費

- ・年会費 2,000 円、月会費 2,000 円（当面の間、月会費は免除とする。）
北浦体育館内事務局にて会費を受付けます。

5 申し込み

下のQRコードまたは、URLから入会申込フォームにアクセスし、必要事項を入力ください。

QRコード



URL

https://apply.e-tumo.jp/city-namegata-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=65561

【問い合わせ先】

行方市教育委員会学校教育課
スポーツ推進室

石藏
鈴木

電 話 0291-35-2111 FAX 0291-35-1785

【クラブの事務局 金田】

行方市北浦運動場体育館内（スポーツ推進室内）

電 話 0291-35-2120 FAX 0291-35-3854

令和7年度 中学生の活動場所

行方市の休日等の中学生受け皿となる団体

団体名	なめがたスポーツ・文化クラブ (教育委員会主導の行方市地域クラブ)	特定非営利活動法人行方市スポーツ協会 スポーツ少年団・クラブ (自主運営)	特定非営利活動法人 なめがたふれあい スポーツクラブ (自主運営)	文化協会 (自主運営)
-----	--------------------------------------	---	--	----------------



中学生が所属できるクラブ	サッカー	男子ハンドボール	女子ハンドボール	軟式野球	男子バスケットボール	女子バレーボール	絵画	ヒップホップ	麻生剣友会	玉造剣道	麻生柔道	玉造山王空手道	なめがたスポーツ卓球クラブ	麻生ジュニアテニスクラブ	山王フェニックス(バレー)	麻生ミニバス	スリーGクラブ(ソフトテニス)	行方STCクラブ(ソフトテニス)	ウエイトリフティング	バドミントン	卓球	土曜通常教室	ひまわり(フラワーアレンジメント)
活動日	ハンドボール・バレーボール・ヒップホップは原則第1・3日曜日、それ以外のクラブは原則第1・3土曜日を活動日とするが、学校や指導者の都合で変更有。								水・金曜日	木・日曜日	水・土曜日	日曜日	金曜日	水・土又は日曜日	月・木曜日	月・土曜日	木・金曜日	土・日曜日	火・水・金	2・4土曜日	1・3土曜日	土曜日	第4土曜日

※詳しいお問い合わせは、下記の事務局までお願いします。

なめがたスポーツ・文化クラブ(地域クラブ)	北浦体育館内 0291-35-2120
行方市スポーツ少年団(行方市スポーツ協会)	北浦体育館内 080-5139-6489
なめがたふれあいスポーツクラブ	玉造体育館内 0299-55-3211
行方市文化協会	北浦公民館内 0291-35-3777

令和7年度なめがたスポーツ・文化クラブ

(行方市教育委員会が主導し開設した地域クラブ)

クラブ	指導者	活動日	活動場所
軟式野球	箕輪幸太郎 本澤 俊昭 小林 大紀 大久保崇史	原則第1・3 土曜日	3つの中学校グ ラウンドをロー テーション
サッカー	並木 壮壽 川島 信義 小野口吉政 佐藤 悠斗 曾根 雄大	原則第1・3 土曜日	
男子ハンドボール	小貫 正敏 箕輪 純	原則第1・3 日曜日	公共施設体育館 をローテーショ ン
女子ハンドボール	宮川 晋 宮川百合子 吉田 希望	原則第1・3 日曜日	
女子バレーボール	大堀 学 大貫 英司 小林 里美	原則第1・3 日曜日	3つの中学校体 育館をローテー ション
男子バスケットボール	山野 稔 安藤 孝之	原則第1・3 土曜日	麻生中学校 体育館
ヒップホップ	河原 寛道 櫻田 愛結	原則第1・3 日曜日	行方市小貫87-1 ダンススタジオ 「KANTA」
絵 画	菅谷 千明 石崎 光春	原則第1・3 土曜日	3つの公民館を ローテーション

☆年会費2,000円、月会費2,000円。

(月会費については、当面の間、免除するものとする。)

☆活動日は原則月2回とするが、指導者や学校の都合により変更があります。

☆変更の連絡等は、その都度連絡アプリ「スグラム」でお知らせします。

令和7年度 なめがたスポーツ・文化クラブ 活動場所 一覧

R7. 5. 27現在

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軟式野球 第1・3土曜日	第1			北浦中学校グラウンド			麻生中学校グラウンド			玉造中学校グラウンド			
	第3			麻生中学校グラウンド			玉造中学校グラウンド			北浦中学校グラウンド			
ハンドボール 第1・3日曜日	第1			麻生小学校体育館									
	第3	玉造中学校体育館(午後)	麻生小学校体育館	玉造中学校体育館(午後)									
サッカー 第1・3土曜日	第1			北浦(麻生)中学校グラウンド			玉造中学校グラウンド			北浦中学校グラウンド			
	第3			玉造中学校グラウンド			北浦中学校グラウンド			玉造(麻生)中学校グラウンド			
女子バレーボール 第1・3日曜日	第1			麻生中学校体育館						玉造中学校体育館(午後)			
	第3	麻生中学校体育館		北浦中学校体育館			麻生中学校体育館						
男子バスケット 第1・3土曜日	第1			麻生中学校体育館									
	第3												
ヒップホップ 第1・3日曜日	第1			ダンススタジオ KANTA									
	第3												
絵画 第1・3土曜日	第1			北浦公民館			玉造公民館				麻生公民館		
	第3	玉造公民館	麻生公民館	玉造公民館			麻生公民館			北浦公民館			

☆ 学校行事等で使用できないときは基本練習は休みとなる。

令和7年度 なめがたスポーツ・文化クラブ活動予定日一覧

毎月第1・第3休日

令和7年5月27日現在

月	日	ク ラ ブ 名 活 動 場 所			
4月	19日 (土)		サッカー 北浦中グラウンド	男子バスケット 麻生中体育館	
	20日 (日)	ハンドボール 玉造中体育館 (午後)	女子バレーボール 麻生中体育館	ヒップホップ ダンススタジオKANTA	絵画 玉造公民館
5月	17日 (土)	軟式野球 麻生中グラウンド	サッカー 玉造中グラウンド	男子バスケット 麻生中体育館	絵画 麻生公民館
	18日 (日)	ハンドボール 麻生小体育館	女子バレーボール 北浦中体育館	ヒップホップ ダンススタジオKANTA	
6月	7日 (土)	軟式野球 北浦中グラウンド	サッカー 北浦中グラウンド	男子バスケット 麻生中体育館	絵画 北浦公民館 (午後)
	1日 (日)	ハンドボール 麻生小体育館	女子バレーボール 麻生中体育館	ヒップホップ ダンススタジオKANTA	
	21日 (土)	軟式野球 麻生中グラウンド	サッカー 玉造中グラウンド	男子バスケット 麻生中体育館	絵画 玉造公民館 (午後)
	15日 (日)	ハンドボール 玉造中体育館 (午後)	女子バレーボール 北浦中体育館	ヒップホップ ダンススタジオKANTA	
7月	5日 (土)	軟式野球 北浦中グラウンド	サッカー 北浦中グラウンド	男子バスケット 麻生中体育館	絵画 北浦公民館 (午後)
	6日 (日)	ハンドボール 麻生小体育館	女子バレーボール 麻生中体育館	ヒップホップ ダンススタジオKANTA	
	19日 (土)	軟式野球 麻生中グラウンド	サッカー 玉造中グラウンド	男子バスケット 麻生中体育館	絵画 玉造公民館 (午後)
	20日 (日)	ハンドボール 玉造中体育館 (午後)	女子バレーボール 北浦中体育館	ヒップホップ ダンススタジオKANTA	
8月	2日 (土)	軟式野球 北浦中グラウンド	サッカー 北浦中グラウンド	男子バスケット 麻生中体育館	絵画 北浦公民館 (午後)
	3日 (日)	ハンドボール 麻生小体育館	女子バレーボール 麻生中体育館	ヒップホップ ダンススタジオKANTA	
	16日 (土)	軟式野球 麻生中グラウンド	サッカー 玉造中グラウンド	男子バスケット 麻生中体育館	絵画 玉造公民館 (午後)
	17日 (日)	ハンドボール 玉造中体育館 (午後)	女子バレーボール 北浦中体育館	ヒップホップ ダンススタジオKANTA	
9月	6日 (土)	軟式野球 麻生中グラウンド	サッカー 玉造中グラウンド	男子バスケット 麻生中体育館	絵画 玉造公民館 (午後)
	7日 (日)	ハンドボール 麻生小体育館	女子バレーボール 麻生中体育館	ヒップホップ ダンススタジオKANTA	
	20日 (土)	軟式野球 玉造中グラウンド	サッカー 北浦中グラウンド	男子バスケット 麻生中体育館	絵画 麻生公民館 (午後)
	21日 (日)	ハンドボール 玉造中体育館 (午後)	女子バレーボール 麻生中体育館	ヒップホップ ダンススタジオKANTA	
10月	4日 (土)	軟式野球 麻生中グラウンド	サッカー 玉造中グラウンド	男子バスケット 麻生中体育館	絵画 玉造公民館 (午後)
	5日 (日)	ハンドボール 麻生小体育館	女子バレーボール 麻生中体育館	ヒップホップ ダンススタジオKANTA	

10月	18日(土)	軟式野球 玉造中グラウンド	サッカー 北浦中グラウンド	男子バスケット 麻生中体育館	絵画 麻生公民館(午後)
	19日(日)	ハンドボール 玉造中体育館(午後)	女子バレーボール 麻生中体育館	ヒップホップ ダンススタジオKANTA	
11月	1日(土)	軟式野球 麻生中グラウンド	サッカー 玉造中グラウンド	男子バスケット 麻生中体育館	絵画 玉造公民館(午後)
	2日(日)	ハンドボール 麻生小体育館	女子バレーボール 麻生中体育館	ヒップホップ ダンススタジオKANTA	
	15日(土)	軟式野球 玉造中グラウンド	サッカー 北浦中グラウンド	男子バスケット 麻生中体育館	絵画 麻生公民館(午後)
	16日(日)	ハンドボール 玉造中体育館(午後)	女子バレーボール 麻生中体育館	ヒップホップ ダンススタジオKANTA	
12月	6日(土)	軟式野球 玉造中グラウンド	サッカー 北浦中グラウンド	男子バスケット 麻生中体育館	絵画 玉造公民館(午後)
	7日(日)	ハンドボール 麻生小体育館	女子バレーボール 玉造中体育館(午後)	ヒップホップ ダンススタジオKANTA	
	20日(土)	軟式野球 北浦中グラウンド	サッカー 玉造中グラウンド	男子バスケット 麻生中体育館	絵画 北浦公民館(午後)
	21日(日)	ハンドボール 玉造中体育館(午後)	女子バレーボール 麻生中体育館	ヒップホップ ダンススタジオKANTA	
1月	3日(土)				
	4日(日)	ハンドボール 麻生小体育館	女子バレーボール 玉造中体育館(午後)	ヒップホップ ダンススタジオKANTA	
	17日(土)	軟式野球 北浦中グラウンド	サッカー 玉造中グラウンド	男子バスケット 麻生中体育館	絵画 北浦公民館(午後)
	18日(日)	ハンドボール 玉造中体育館(午後)	女子バレーボール 麻生中体育館	ヒップホップ ダンススタジオKANTA	
2月	7日(土)	軟式野球 玉造中グラウンド	サッカー 北浦中グラウンド	男子バスケット 麻生中体育館	絵画 麻生公民館(午後)
	1日(日)	ハンドボール 麻生小体育館	女子バレーボール 玉造中体育館(午後)	ヒップホップ ダンススタジオKANTA	
	21日(土)	軟式野球 北浦中グラウンド	サッカー 玉造中グラウンド	男子バスケット 麻生中体育館	絵画 北浦公民館(午後)
	15日(日)	ハンドボール 玉造中体育館(午後)	女子バレーボール 麻生中体育館	ヒップホップ ダンススタジオKANTA	
3月	7日(土)	軟式野球 玉造中グラウンド	サッカー 北浦中グラウンド	男子バスケット 麻生中体育館	絵画 麻生公民館(午後)
	1日(日)	ハンドボール 麻生小体育館	女子バレーボール 玉造中体育館(午後)	ヒップホップ ダンススタジオKANTA	
	21日(土)	軟式野球 北浦中グラウンド	サッカー 玉造中グラウンド	男子バスケット 麻生中体育館	絵画 北浦公民館(午後)
	15日(日)	ハンドボール 玉造中体育館(午後)	女子バレーボール 麻生中体育館	ヒップホップ ダンススタジオKANTA	

☆ 練習時間 9:00~12:00 午後は13:00~16:00

☆ 令和7年5月27日現在の予定です。変更もありますので、見学される方は事務局まで電話でご確認ください。

事務局 行方市北浦体育館内（スポーツ推進室内）鈴木・金田
電話 0291-35-2120 FAX 0291035-3854

会員数

- ・令和6年度は、8月から1・2年生、月1回の活動でクラブがスタートする。
- ・11月からヒップホップ、絵画が加わりクラブ数は6、会員数は75名。
- ・令和7年1月から女子バレーボール部と男子バスケット部の合同練習・試行が始まる。
- ・令和7年度は、男子バスケットボール、女子バレーボールが新設され、クラブ数は8。

クラブ名	令和6年度	令和7年度5月27日現在
軟式野球	15名	14名
サッカー	18名	9名
男子ハンドボール	23名	17名
女子ハンドボール	15名	5名
男子バスケットボール	試行（麻生中学校）	20名
女子バレーボール	試行（合同練習）	10名
ヒップホップ	2名	2名
絵画	2名	4名
合計	75名	81名



行方市地域クラブ「なめがたスポーツ・文化クラブ」設置要綱

第1章 総則

(設置)

第1条 行方市在住の中学生を対象に、スポーツ・文化活動を通じ、健全な心身の育成及び競技技術の向上を図るため、行方市地域クラブ「なめがたスポーツ・文化クラブ」(以下「クラブ」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 クラブの事務所は、茨城県行方市山田2175番地(行方市教育委員会生涯学習課スポーツ推進室内)に置く。

(事業)

第3条 クラブは、次の事業を行う。

- (1) 各種クラブ活動
- (2) 各種イベント
- (3) 指導者研修会
- (4) 調査研究
- (5) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(事業年度)

第4条 クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 役員

(役員)

第5条 クラブ運営のため、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局職員 若干名
- (4) 指導者 必要数

2 会長及び副会長は、指導者の互選により選出する。

(任期等)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた時の後任役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第3章 会議

(会議)

第7条 総会は、年1回開催し、会長が招集し議長となる。ただし、会長が認めたときは、臨時にこれを招集することができる。

2 総会は、クラブの事業計画、予算、事業報告、決算、その他業務に関する重要事項で会長の付議した事項を議決する。

第8条 総会は、役員²の2分の1以上の出席をもって成立する。(委任状を認める)

第9条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第10条 会議は、必要に応じて開催し、会長がこれを招集し議長となる。

第4章 各種クラブ活動

(活動)

第11条 各種クラブの活動については、次のとおりとする。

(1) 活動は原則、土・日のいずれか1日に3時間を上限として行うものとする。ただし、クラブ運営上の都合や学校行事等により、土・日いずれも活動が行えない場合は、祝日等、他の休日に振り替える場合がある。

(2) 技術とチーム力向上のため、練習試合や大会・コンクール等に参加することがある。

(3) その他目的達成のために必要な活動を行う。

(活動拠点)

第12条 活動拠点は、原則として、中学校等の施設及び行方市スポーツ・文化施設とする。

第5章 指導者

(指導者)

第13条 クラブの指導者は、行方市地域クラブ指導者バンクに登録した一般公募者及び兼職兼業を希望する教職員の中から、クラブにおいて選任する。

(研修)

第14条 指導者は、特別な事情がない限り、茨城県又は本市主催の指導者研修会を受講するものとする。

(配置)

第15条 クラブへの参加人数に応じ、拠点ごとに複数名の指導者を配置する。

2 指導者が都合により指導を継続できなくなった場合、事務局は速やかに代替の指導者を配置する。

第6章 謝礼金

(交付の対象者)

第16条 謝礼金は、予算の範囲内において、第13条に規定する指導者に交付する。

(謝礼金の額等)

第17条 謝礼金の額は、1時間につき1,200円とする。

2 対象となる指導の時間は、月の初めから末日までの合計指導時間数について集計し、端数が生じた場合は、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第18条 謝礼金は、次に定める条件を満たした場合に交付する。

- (1) クラブに登録されているクラブ活動であること。
- (2) 年間計画を作成し、計画的かつ継続的なクラブ活動であること。

第7章 会員

(入会資格)

第19条 クラブに入会する者(以下「会員」という。)及びその保護者は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 会員は、行方市在住の中学生であること。
- (2) クラブの設置に賛同するとともに、諸規定を順守すること。
- (3) 会員は、クラブ活動を行うに適した、良好な健康状態であること。
- (4) 会員は、理由なく遅刻、早退、欠席をしないこと。

(会員及び保護者の遵守事項)

第20条 会員及びその保護者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会員及びその保護者は、クラブでの指導をクラブ及び配置された指導者に一任すること。
- (2) 保護者は、会員である生徒を平等に応援すること。
- (3) クラブ活動に係る会員同士の問題は、活動中に解決を図っていくものとし、保護者もその解決に協力すること。
- (4) 保護者は、第22条に掲げる会費を期限までに納入すること。
- (5) クラブを退会する場合は、届出を提出する月までは活動費を支払うこと。

(入会手続)

第21条 クラブに入会を希望する者は、所定の手続に従って申し込むものとする。

(会費の納入)

第22条 クラブに入会する場合は、次の会費を納入するものとする。

- (1) 年会費 年額2,000円(スポーツ安全保険料を含む。)とする。
- (2) 活動費 月額2,000円とする。ただし、大会参加や遠征等に係る費用等、活動費で賄えない範囲となるものについては、別途徴収することがある。

(会員資格の喪失)

第23条 会員資格は、更新手続の不履行、退会、除名等によって喪失する。ただし、会員がクラブを脱退する場合は、事務局に脱退届を提出しなければならない。

(退会勧告及び除名)

第24条 指導者及び事務局は、会員及びその保護者が次の事項に該当する場合は、協議の上、退会勧告又は除名することができる。この場合において、会員及びその保護者にその旨を伝えるものとする。

- (1) 規律及び風紀を乱す行為が繰り返されるとき。
- (2) クラブの発展向上を妨げるような問題ある言動をするとき。
- (3) 他のクラブやチーム等に対する誹謗中傷(SNS等を含む。)をするとき。
- (4) 正当な理由なく、頻繁に活動を欠席するとき。

(5) 正当な理由なく、会費を期限までに納入しないとき。

第8章 自己の責任

(自己の責任)

第25条 会員は、クラブの活動に際して、諸規定並びに事務局及び指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。ただし、これに反して盗難や障害等の事故が起きた場合は、クラブ及び指導者に対して、一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険)

第26条 会員及び指導者は、クラブが指定するスポーツ安全保険に年度ごとに加入しなければならない。この場合において、加入手続は、事務局が一括して行う。

2 クラブは、その活動中の障害等について、スポーツ安全保険の対象範囲内で対応するものとし、それ以外の責任の一切は負わないものとする。

第9章 雑則

(委任)

第27条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長の承認を経て事務局が別に定める。

(大会等への参加手続)

第28条 大会等への参加に伴う選手登録等の手続については、各中学校で参加する大会等への選手登録と重複しないよう十分に留意した上で、クラブとして手続が必要な事項については、事務局又は指導者が行うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年8月1日から制定施行する。

附 則

1 この改正は、令和6年12月17日から施行する。

2 第22条第1号に定める年会費については令和6年度に限り1,000円とする。

3 第22条第2号に定める活動費については、当面の間、免除するものとする。